国土交通省国土地理院測量業務
競争参加資格審査申請書作成の手引き
［定期審査編］

（令和９・10年度版）

改版履歴

版	改版日	改版内容
1.0	2026/10/1	新規作成

目　次

第１国土地理院測量業務競争参加資格審査について

1有資格業者名簿への登録……1
2申請にあたって……1
3有資格業者名簿の公表……1
(1)公表の内容……1
(2)公表方法……1
4情報公開制度について……1
5測量業務種別の区分……2
(1)基準点測量……2
(2)写真測量……2
(3)地図調製……2
(4)地理調査……2

第２登録申請の手順

1申請前確認（欠格要件）……3
2各業務種別資格基準……4
3添付書類……5
4本手引きの対象者及び提出書類……8
5申請書類の作成……10
別表Ⅱ共同企業体……11
別表Ⅲ事業協同組合……12
別表Ⅳ調査研究のみ希望……14
6認定通知の送付方法……15

第３申請書の作成方法

1申請事項（書類）の記載要領……16
①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
（様式１－１）……16
（様式１－２）……18
（様式１－３）……20
②技術者経歴書（合計／測量士・測量士補）
（様式２）……22
③営業所一覧表
（様式３）……23
④業態調書（測量）
（様式特１）……23
（様式特２）……30
2添付書類……34
⑤測量業の登録を証する書類……34
⑥登記事項証明書……34
⑦財務諸表類……34
⑧納税証明書……34

《共同企業体の場合》
⑨共同企業体協定書……43
⑩任意集計表……43
《事業協同組合の場合》
⑩事業協同組合役員・組合員名簿……43
⑪任意集計表……43

第４　データの確定後又は申請内容修正期限後の変更について

1申請の内容に変更が生じたら……44
2変更届が必要な場合……44
(1)申請者が次の事項に該当したとき……44
(2)申請者が次の事項を変更したとき……44

(参考)有資格業者名簿の順位の算定方法について……47

第１国土地理院測量業務競争参加資格審査について

１　有資格業者名簿への登録

国土地理院の測量業務の受注を希望する者は、国土地理院が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要があります。この「有資格業者名簿」は２年ごとに更新されることとなっており、登録を希望する者は、あらかじめ「令和 9・10 年度競争参加資格審査インターネット一元受付」の下記ＵＲ＜https://www.pqrc.mlit.go.jp/＞から申請を行い、国土地理院での審査を受けた後、「有資格業者名簿」に登録されます。

なお、２年ごとに行われる定期資格審査において、上記インターネット一元受付において申請を行うことができない以下３区分(共同企業体、事業協同組合及び測量に関する調査研究のみの受注)について申請を希望する者については、国土地理院宛て、文書郵送方式又は電子メール方式にて受け付けを行います。上記区分以外の文書郵送方式、電子メール方式及び持参による申請は受け付けませんのでご注意ください。

２申請にあたって

本手引きは、共同企業体、事業協同組合又は測量に関する調査研究のみを希望する者を対象としています。これらの申請は、文書郵送方式又は電子メール方式により受け付けます。

会社・個人営業者が申請する場合は、「測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］」に従って申請してください。

３有資格業者名簿の公表

国土地理院が所掌する測量業務には、基準点測量、写真測量、地図調製、地理調査（第１章５参照）の４つの業務種別があり、測量業務の発注によっては、業務内容が複数の業務種別にまたがるケース（例えば、写真測量と地図調製、地理調査と写真測量及び地図調製など）があります。このような場合には、有資格者名簿において当該複数の業務種別に登録されている業者を指名の対象としていますので、「令和 9・10 年度競争参加資格」の申請に当たっては、希望する測量業務種別について十分にご検討ください。

また、国土地理院では入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格業者名簿」を次のとおり公表しています。公表の内容及び方法については、以下のとおりです。

(1)公表の内容

・法人番号、商号又は名称
・本店所在地
・順位、業務種別における登録状況

(2)公表方法

・国土地理院のホームページに掲載。
＜https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/so-yusikakumeibo.html＞

４　情報公開制度について

国の行政機関においては、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」の施行に伴い、行政機関（例：国土地理院本院及び各地方測量部等）が取得した文書（例：資格審査申請書類など。）は、開示請求者（例：測量会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個

人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。なお、会社代表者の氏名等は、国土地理院においては、「公にすることが予定されている情報」として取り扱っております。

5　測量業務種別の区分

国土地理院が設定する測量業務の種別は、次の４種別です。

(1) 基準点測量

・測量法第４条に定める国土地理院が行う基本測量を実施するために定められた測量作業規程及び第５条に定める公共測量を実施するために定められた国土交通省公共測量作業規程(平成 28 年３月 31 日国国地発第 190 号)又はこれと同等以上の作業規程（以下「基本測量等作業規程」という。）に基づいて実施した基準点測量作業(水準測量等を含む。)

(2) 写真測量

・基本測量等作業規程に基づいて実施された空中写真撮影作業又は空中写真測量（空中三角測量、図化等）による地形図作成作業(地形図修正測量作業及び写真図作成作業を含む。)
・基本測量等作業規程に基づいて実施された航空レーザ測量

(3) 地図調製

・基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに編集により新しい原図を作成する作業
・基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに電子計算技術等を利用して地図情報を数値化し、数値地図情報を作成する作業
・基本測量等作業規程に基づき、既成の地図や各種計測データ等の資料を使用して、データの加工や属性の付与等により新たな数値地図情報を作成又は既存の数値地図情報を更新する作業

(4) 地理調査

・基本測量等作業規程に基づき作成された地形図、空中写真又は各種資料等を使用して写真判読、写真計測、現地調査等を行い、各種の主題図・報告書等を作成する作業
・基本測量等作業規程に基づき湖沼及び沿岸海域を対象に測深機等を使用して等深線図、海底地形図等を作成する作業

それぞれの内容は下表のとおりです。

業務種別	業務内容
基準点測量	基準点測量 水準測量 その他基準点測量全般
写真測量	空中写真撮影 地形図作成及び修正測量 ディジタルマッピング 写真図作成 航空レーザ測量 その他写真測量全般
地図調製	地図の編集及び製図 数値地図情報作成(数値化作業を含む) その他地図調製全般
地理調査	地形、地質及び土地利用等に関する各種主題図(報告書を含む)作成及び調査作業 湖沼、沿岸海域の地形図等(報告書を含む)作成 その他地理調査全般

第２登録申請の手順

１　申請前確認

次の欠格要件①～⑧に該当する者は、資格審査申請書を提出できません。また、登録後に該当することになった場合には、資格が取り消されることもあります。

＜欠格要件＞

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）に基づき、国土地理院においては、「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」等を定め、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条に該当する者
② 予決令第 71 条第 1 項各号に該当すると認められる者
　イ　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
　ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
　ハ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
　ニ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
　ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
　ヘ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代金の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
　ト　イ～ヘに該当し一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
⑤ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の５による測量業者としての登録を受けていない者（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）
⑥ 測量業務種別ごとに測量業務種別資格基準（次頁表）に定める技術者を有しない者
⑦ 申請者が共同企業体である場合は、その構成員に①～⑤までのいずれかに該当する者を含むもの（共同企業体の構成員数は２社又は３社とする。）
⑧測量に関する調査研究のみを希望する場合は、①～④までに該当する者

２　測量業務種別資格基準

業務種別	内容	資格基準
基準点測量	技術者	次の（イ）に該当する者を４名以上（その内、２名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ）基準点測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後１年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ）基準点測量に関し、測量士の資格取得後３年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
写真測量	技術者	次の（イ）に該当する者を３名以上（その内、２名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ）写真測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後１年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ）写真測量に関し、測量士の資格取得後３年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
地図調製	技術者	次の（イ）に該当する者を３名以上（その内、２名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ）地図調製に関し、測量士又は測量士補の資格取得後１年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ）地図調製に関し、測量士の資格取得後３年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
地理調査	技術者	次の（イ）に該当する者を３名以上（その内、２名以上は次の（ロ）に該当する者に限る。） （イ）地理調査に関し、測量士又は測量士補の資格取得後１年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 （ロ）地理調査に関し、測量士の資格取得後３年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者

※　実務経験年数のカウントは、上記に掲げる業務種別に関するもので、測量士にあっては測量士の資格取得後、測量士補にあっては測量士補の資格取得後の実務経験年数となります。

令和９・10 年度において有資格者名簿へ登録が認められた場合、電子メールにて資格認定通知書が送付されます。認定後、技術者の退職等により登録基準を満たさなくなった場合には、別途変更届を提出いただく必要があります。資格基準を満たさなくなった業務種別に関しては、競争参加資格を失うこととなりますので、速やかなご提出をお願いいたします。

３　添付書類

○登記事項証明書（写しでも可）
○測量業の登録を証する書類又はその写し
○財務諸表類（１年分）
○納税証明書その２等（写し）（税務申告の義務がない事業者においては、申出書及び提出義務がないことを示す書類）
○納税証明書その３等（写し）

※　資格審査受付期間中に資格審査申請日の直前１年の事業（営業）年度の財務諸表の調製が完了しない場合には、直前１年の事業（営業）年度の前年度の財務諸表を提出してください。
※　測量業の登録を証する書類及び登記事項証明書についてはそれぞれの発行官公署、また納税証明書その３等については税務署において定めた様式によるものとし、証明年月日が添付書類郵送時以前の３ヶ月以内のものを使用してください。

添付書類の提出省略について

申請者が測量法に基づく測量業の登録を受けた者で、測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（財務に関する報告書）を提出し、国土交通省の「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に登録情報が掲載されている場合は、「測量業の登録を証する書類」及び「財務諸表類」の提出を省略できます。
ただし、システムに登録情報が掲載されていない場合又はシステムの登録内容と申請内容（商号又は名称、代表者、所在地等）が一致しない場合は、当該書類を提出してください。
※提出省略の可否について判断が困難な場合は、省略せず提出してください。

提出要否

条件	測量業の登録を証する書類	財務諸表類
財務報告書提出済かつ情報提供システムに登録情報が掲載されている場合	提出を省略できます	提出を省略できます
上記以外の場合	提出してください	提出してください

注意事項

※本取扱いは、測量業の登録又は測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の提出を不要とするものではありません。情報提供システムにより登録内容を確認できる場合に限り、「測量業の登録を証する書類」及び「財務諸表類」の提出を省略できるものです。

「建設関連業システム」活用による添付書類省略化フロー

A　競争参加資格(インターネット申請)に先立ち、建設関連業の登録申請（変更、更新申請を含む）はお済みですか？

- **No** 登録任意の業種のため登録は行わない、もしくは登録申請は済んでいない
- **Yes** 既に登録申請済みである

B　上記の登録申請後、以下のシステムに登録情報が掲載されていることを確認できましたか？

① 建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタントの方　⇒　建設関連業者閲覧システム
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk2_000001_00046.html

② 測量業の方　⇒　建設関連業の登録業者に関する情報提供システム
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

- **No** 申請したはずだが自分の登録情報が掲載されていない
- **Yes** 自分の登録情報が掲載されていることを確認した

C　競争参加資格(インターネット申請)の申請項目と、Bのシステムに掲載された登録情報は一致していますか？

※　測量業の方：「建設関連業の登録業者に関する情報システム」は登録情報の更新頻度が月1回のため、最新の登録情報が反映されていない場合があります。

- **No** 掲載内容が申請内容と異なっている
- **Yes** 掲載内容は申請内容と一致している

パターン４：登録手続未済・未実施

システム未登録の業種は**添付書類を省略できません**ので、以下の資料を提出願います。

<提出書類>
■添付書類届出書
■提出書類チェックリスト
■登記事項証明書
■財務諸表（1年分）
■納税証明書（その2、その3等）

なお、**測量業の方**は**測量業者登録が資格申請手続きの必須条件**ですので、速やかに登録申請をお願いします

パターン３：登録情報未掲載

お手数ですが、システムに登録情報が掲載されていることをご確認の上、資格申請手続きをお願いします。
ただし、**測量業の方**は、

パターン１の<提出書類>
＋
「測量業登録（通知）」

を添付書類とすることで、競争参加資格の申請が可能です。

パターン２：登録情報と申請項目が不一致

お手数ですが、不一致部分について修正手続き等を行っていただき、正しい情報がシステムに登録されていることをご確認の上、資格申請手続きをお願いします。

パターン１：登録情報と申請項目が一致

登録情報と申請項目が一致した業種は、添付書類の一部の提出を省略※ できます

<提出書類>
■添付書類届出書
■提出書類チェックリスト
■登記事項証明書
■納税証明書（その2、その3等）

※省略可能な書類
■財務諸表（1年分）
■測量業者登録証明書
■建設コンサルタント登録証明（通知）
■地質調査業者登録証明（通知）
■補償コンサルタント登録証明（通知）

提出

書類チェックリスト（添付書類の提出条件フロー）

４　本手引きの対象者、提出書類及び提出方法

共同企業体、事業協同組合及び測量に関する調査研究のみを希望する方は、インターネット方式による申請はできません。
文書郵送方式又は電子メール方式により申請してください。
なお、会社又は個人営業者として申請する方は、本手引きの対象外です。測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（令和９・１０年度版）を確認のうえ申請してください。

（１）受付期間

文書郵送方式
令和８年12月１日（火）～令和９年１月15日（金）（当日消印有効）
※申請書類等は、必ず書留郵便により提出してください。

電子メール方式
令和８年12月１日（火）～令和９年１月15日（金）（最終日16時受信分まで有効）

（２）申請書の入手方法

申請書は国土地理院ホームページから入手してください。

- 競争参加資格審査申請書様式

（３）申請書類の作成

申請書類の記入方法及び作成方法については、
第３「申請書の作成方法」（16ページ以降）
を参照してください。

（４）提出書類の確認

申請区分に応じて提出書類が異なります。
該当する提出書類一覧を確認してください。

申請区分	提出書類一覧
共同企業体	別表Ⅱ（10ページ）
事業協同組合	別表Ⅲ（12ページ）
測量に関する調査研究のみを希望する者	別表Ⅳ（14ページ）

（５）提出方法及び提出先

提出するもの
共同企業体

1. 別表Ⅱに掲げる提出書類
2. 受付通知用はがき（文書郵送方式の場合のみ）
3. 申請書データ（Excelファイル）

※文書郵送方式の場合は、書類の郵送に加え、同一内容のExcelファイルを電子メールでも提出してください。
事業協同組合

1. 別表Ⅲに掲げる提出書類
2. 受付通知用はがき（文書郵送方式の場合のみ）
3. 申請書データ（Excelファイル）

測量に関する調査研究のみを希望する者

1. 別表Ⅳに掲げる提出書類
2. 受付通知用はがき（文書郵送方式の場合のみ）
3. 申請書データ（Excel ファイル）

提出先

国土地理院総務部契約課調査係
〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1 番
E-mailgsi-24keiyaku-chousa-g@gxb.mlit.go.jp

（６）提出前の確認事項

提出前に、次の事項を確認してください。

文書郵送方式

- 提出書類は A4 サイズで印刷し、提出書類一覧の順に並べて提出してください。
- フラットファイル等に綴じる必要はありません。
- 申請が受理されたことを通知するため、申請者の住所、商号又は名称等を記載し、所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用はがきを 1 通提出してください。
- 郵送した書類と同一内容の Excel ファイルを電子メールでも提出してください。

電子メール方式

- 添付書類は PDF 形式で提出してください。
- メール件名は「（会社名）資格申請書類の提出」としてください。
- メール本文に商号又は名称、担当者氏名及び連絡先電話番号を記載してください。
- メール送信後は、必ず電話で送信した旨を連絡してください。電話連絡がない場合は受付できません。

共通事項

- 使用できる文字は JIS 第一水準及び第二水準です。
- 添付データの総容量が 20MB を超える場合は、複数回に分けて送信してください。
- 受付通知又は受理・不受理の連絡が 2 週間以上ない場合はお問い合わせください。
- 提出先は国土地理院本院のみです。地方測量部等では受付できません。
- 不備が補正されない場合は、不受理となります。

受付通知票

（表）

郵便はがき

85円切手

□□□－□□□□

○○市○○町　○－○○－○

（株）△△測量　　御中

（裏）

空　欄

別表Ⅱ　共同企業体

申請の際は、「４　本手引きの対象者及び提出書類」（8～15 ページ）を確認してください。

・構成員の出資割合等を定めた共同企業体協定書を締結していること
・構成員数は２社又は３社であること

※提出部数は「共同企業体分１部」＋「各構成員分各１部」です。

「○」印を付したものは、「共同企業体」及び「構成員」分が必要となります。

	提出書類名	様式番号	留意事項	共同企業体	構成員
申請書類	①　一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式 1-1		○	○
		様式 1-2		○	○
		様式 1-3		○	○
	②　技術者経歴書(合計／測量士・測量士補)	様式 2		○	○
	③　営業所一覧表	様式 3	○　記入する本店又は支店等営業所は、測量法に基づく登録を行っているもの（測量法第５５条及び第５５条の１３）に限ります。	○	○
	④　業態調書(測量)	様式特 1		○	○
		様式特 2		○	○
添付書類	⑤　測量業の登録を証する書類 （写しでも可）	－	○　測量業登録（通知）の写し（有効期間内のもの） ○　建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに登録がある場合は、確認資料として測量業の要覧を印刷したものを提出してください。 ※　提出省略の条件については、添付書類の提出省略について（13 ページ）を参照してください。	－	○
	⑥　登記事項証明書 （写しでも可）	－	○　申請者が法人である場合 ○　発行官公署において定めた様式で、証明年月日が申請書提出時の３ヶ月以内のもの	－	○
	⑦　財務諸表類 （写しでも可）	－	○　法人である場合は、審査基準日の直前１年の事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は、申請する日の直前 1 年の事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書 ※　提出省略の条件については添付書類の提出省略について（13 ページ）を確認してください。	－	○

	⑧　納税証明書その２及びその３等 （写し）	－	○　法人である場合は、申請日直前１年の法人税、個人である場合は、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(法人・個人共通)の納入状況について税務官署が発行する証明書（39 ページ参照） ○　発行官公署において定めた様式で、証明年月日が申請書提出時の３ヶ月以内のもの	－	○
	提出書類名	**様式番号**	**留意事項**	**共同企業体**	**構成員**
添付書類	⑨　共同企業体協定書 （写しでも可）	－	○　申請者が共同企業体である場合 ○　共同企業体の名称は、その構成員の会社名等を使用し、簡潔な名称としてください(株式会社、コンサルタント等は省略してください。）	○	－
	⑩　任意集計表	－	○　申請者が共同企業体である場合 ○「様式 1-2」、「様式 1-3」、「様式特 1」の各項目について、各構成員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成してください	○	－
	⑪　委任状(正)	－	○　行政書士等による代理申請を行う場合 ○　申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付してください	○	○

添付書類の省略

「測量業の登録を証する書類」及び「財務諸表類」の提出省略の条件については、13 ページの「添付書類の提出省略について」を確認してください。
なお、共同企業体の場合は、構成員ごとに提出要否を確認してください。

※文書郵送方式の場合のみ申請が受理されたことを通知するため、申請者の住所、商号又は名称等を記載し、所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用はがきを１通提出してください。

※提出書類は、上記の表のとおりですが、「共同企業体」分の申請書等１部、各構成員の個々の申請書等を各１部ずつ提出してください。

別表Ⅲ　事業協同組合

申請の際は、「４　本手引きの対象者及び提出書類」（8～15 ページ）を確認してください。

国土地理院では、中小・中堅測量業者の受注機会の確保を図るため、事業協同組合の競争参加資格を認めています。
また、官公需適格組合の証明を受けた事業協同組合については、申出により総合点数の特例計算を適用することができます。
特例計算の適用を希望する場合は、第２「登録申請の手順」及び第３の１「申請事項（書類）の記載要領」に記載する事項のほか、次の要件を満たしてください。
①　当該組合の組合員であること。
②　組合又は組合員が第２の１「申請前確認（欠格要件）」①～⑤に該当しないこと。
③　特例計算の対象となる組合員数が 10 社以内であること。

用語	意味
組合	事業協同組合本体
対象組合員	特例計算の対象となる組合員
全組合員	名簿へ記載する組合員

「○」印を付したものは、「事業協同組合」及び「対象組合員」分が必要となります。

	提出書類名	様式番号	留意事項	事業協同組合	対象組合員
申請書類	①　一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式 1-1		○	○
		様式 1-2		○	○
		様式 1-3		○	○
	②　技術者経歴書(合計／測量士・測量士補)	様式 2		○	○
	③　営業所一覧表	様式 3	○　記入する本店又は支店等営業所は、測量法に基づく登録を行っているもの（測量法第５５条及び第５５条の１３）に限ります。	○	○
	④　業態調書(測量)	様式特 1		○	○
		様式特 2		○	○
	提出書類名	**様式番号**	**留意事項**	**事業協同組合**	**対象組合員**
添付書類	⑤　測量業の登録を証する書類 (写しでも可)	－	○　測量業登録（通知）の写し（有効期間内のもの） ○　建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに登録がある場合は、確認資料として測量業の要覧を印刷したものを提出してください。 ※　提出省略の条件については、添付書類の提出省略について（13 ページ）を参照してください。	○	○

	⑥　登記事項証明書 （写しでも可）	－	○　申請者が法人である場合 ○　発行官公署において定めた様式で、証明年月日が申請書提出時の３ヶ月以内のもの	○	○
	⑦　財務諸表類 （写しでも可）	－	○　申請者が法人である場合は、審査基準日の直前１年の事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は、申請する日の直前 1 年の事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書 ※　提出省略の条件については添付書類の提出省略について（13 ページ）を確認してください。	○	○
	⑧　納税証明書その２及びその３等 （写し）	－	○　法人である場合は、申請日直前１年の法人税、個人である場合は、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(法人・個人共通)の納入状況について税務官署が発行する証明書（39 ページ参照） ○　発行官公署において定めた様式で、証明年月日が申請書提出時の３ヶ月以内のもの	○	○
	⑨　官公需適格組合証明書 （写しでも可）	－	○　申請者が事業協同組合である場合	○	－
	⑩　事業協同組合定款等 （写しでも可） 事業協同組合役員・組合員名簿	－	○　申請者が事業協同組合である場合 ※組合員名簿については 43 ページ参照	○	－
	⑪　任意集計表	－	○　申請者が特例を希望する事業協同組合である場合 ○「様式 1-2」、「様式 1-3」、「様式特 1」の各項目について、各組合員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成	○	－
	⑫　委任状(正)	－	○　行政書士等による代理申請を行う場合 ○　申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付してください	○	○

添付書類の省略

「測量業の登録を証する書類」及び「財務諸表類」の提出省略の条件については、13 ページの「添付書類の提出省略について」を確認してください。
なお、事業協同組合の場合は、組合及び対象組合員ごとに提出要否を確認してください。

※文書郵送方式の場合のみ申請が受理されたことを通知するため、申請者の住所、商号又は名称等を

記載し、所定の郵便料金分の切手を貼付した返信用はがきを１通提出してください。

※提出書類は、上記の表のとおりですが、「事業協同組合」分の申請書等１部及び対象組合員の申請書等を各１部ずつ提出してください。

別表Ⅳ　調査研究のみ希望

申請の際は、「４　本手引きの対象者及び提出書類」（8～15 ページ）を確認してください。

	提出書類名	様式番号	留意事項
申請書類	①　一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式 1-1 様式 1-2 様式 1-3	
	②　技術者経歴書(合計／測量士・測量士補)	様式 2	
	③　営業所一覧表	様式 3	○　本店又は常時契約を締結する支店等営業所を記載してください。
	④　業態調書(測量)	様式特 1 様式特 2	
添付書類	⑤　登記事項証明書 (写しでも可)	―	○　申請者が法人である場合 ○　発行官公署において定めた様式で、証明年月日が申請書提出時の３ヶ月以内のもの
	⑥　財務諸表類 (写しでも可)	―	○　申請者が法人である場合は、審査基準日の直前１年の事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類 ○　申請者が個人である場合は、審査基準日の直前１年の事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書
	⑦　納税証明書その２及びその３等 (写し)	―	○　法人である場合は、申請日直前１年の法人税 ○　個人である場合は、申告所得税及び復興特別所得税 ○　(法人・個人共通)消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（39 ページ参照） ○　発行官公署において定めた様式で、証明年月日が申請書提出時の３ヶ月以内のもの
	⑧　委任状(正)	―	○　行政書士等による代理申請を行う場合 ○　申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付してください

６　認定通知の送付方法

国土地理院では、令和９・10年度の定期資格審査から、申請時に記入されたメールアドレス宛に資格認定通知書(PDF形式)を送信します。資格認定通知書は申請代理人ではなく、申請者本人へ送付するため、代理申請の場合は申請者本人(又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者)のメールアドレスを入力してください。

メールアドレスに誤りがあると資格認定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。

【認定後の留意事項】

○申請書類一式については、認定期間内の保管をお願いいたします。

○申請書類に虚偽の記載（特に技術者の人数・経験年数、測量等実績高及び営業所の有無等）をし、又は重要な事項を記載しなかったことが判明した場合は、競争参加資格の認定を受けることができません。

○認定後に判明した場合は、当該認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

○取消しに至らない場合であっても、特に悪質と認められるなど、その内容によっては指名停止措置の対象となることがあります。

○令和９・10年度資格審査において、資格が認定されると、欠格要件や合併・譲渡、会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定等に該当しない限り有効であり、令和9・10年度資格審査の有効期間は、令和11年３月31日までとなります。

○資格認定の取下げは任意です。事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

○インターネット方式における確定前での一定期間内の申請書データの取消を除き、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取下げた場合については、当該有効期間内に再度申請をすることは認められませんのでご注意ください。

第３　申請書の作成方法

１　申請事項(書類)の記載要領

申請にあたっては、次の要領にそって、間違いのないよう入力してください。

※　共同企業体、事業協同組合及び調査研究のみ希望の３区分については、入力方法が異なります。着色されている項目の記載要領欄をよくご確認ください。

①　一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

(様式１－１)

会社の場合、本社(店)で作成してください。したがって、申請者は本社(店)の代表者となります。

項目	記載要領
申請年月日	○　提出年月日を記入してください (例)令和９年１月４日→2027/01/04 ※　本欄を入力しないと様式２(技術者経歴書)の経験年数が入力できません
05 適格組合証明	○　「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)」の第２条第１項第４号に該当する事業協同組合のみ『○』を選択してください
06 本社(店)郵便番号	○　「000-0000」のように「-(ハイフン)」で区切り、７桁の半角数字を記入してください
07 法人番号	○　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を受けた 13 桁の法人番号を半角で記入してください ○　共同企業体の場合は記入不要です
08 本社(店)住所	○　登記簿上の本社(店)の住所を県名から記入してください ○「丁目」「番地」は「-(ハイフン)」を使用してください (例)３丁目７番６号→3-7-6
09 商号又は名称	○　登記簿上の名称を記入してください ○　共同企業体の場合は共同企業体の名称を記入してください ○　事業協同組合の場合は事業協同組合の名称を記入してください ○　法人の形態は下記の略号を用いることとし、『（）』等も含めすべて全角となるように記入してください ○　法人の形態を表す略号については、フリガナを記入しないでください ※　外国企業等、法人の形態を表す略号が下記にない場合、略号の記入不要です

形態	略号	形態	略号	形態	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)
公益社団法人	(公社)				

項目	記載要領
10 役職・代表者氏名	○　代表者氏名及びフリガナは、姓と名の間を全角１文字分空けて記入してください。 ○　代表者の役職については、フリガナの記入は不要です ○　共同企業体の場合は共同企業体の代表者氏名を記入してください ○　事業協同組合の場合は事業協同組合の代表者氏名を記入してください
11 担当者氏名	○　当院から申請内容について確認する場合がありますので、申請内容について説明できる担当者を記入してください ○　氏名及びフリガナは、姓と名の間を全角１文字分空けて記入してください。
12 本社(店)電話番号 ～ 14 本社(店)FAX 番号	○　市外局番から左詰めで、半角数字とハイフン（-）を入力してください ※かっこ（）は不要です。 ○　『11 担当者氏名』に記入いただいた担当者の電話番号を記入してください(必要に応じ内線番号も記入してください)
15 電子入札用ＩＣ カード登録番号	○　記入不要です
16 メールアドレス	○　ここで入力したメールアドレス宛てに資格認定通知書（PDF 形式)を送信します。 ※電子メールの場合、資格認定通知書の代理受領はできないため、代理申請の場合は申請者本人(又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者)のメールアドレスを入力してください。 ※メールアドレスに誤りがあると資格認定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。
17 申請代理人	○　行政書士等により代理申請する場合のみ記入してください ○　郵便番号は、「000-0000」のように「-(ハイフン)」で区切り、７桁の半角数字を記入してください ※　従業員等が代表者に代わり申請書を作成・提出する場合は記入不要です
18 登録を受けている 事業	○　測量業者の区分に測量法第 55 条の５による登録番号及び年月日を入力してください ○　登録番号は『(○○)』部分を除く数字(５桁以内)を記入してください (例)「第(05)-100 号」→「100」 ※　『()、第、号』についても記入不要です。 ※測量業以外の登録番号等については記入不要です ○　共同企業体の場合は記入不要です ○　調査研究のみ希望の場合は記入不要です
19 設立年月日	○　元号を選択の上、登録事項証明書記載の設立年月日(和暦)を記入してください ○　個人及び共同企業体の場合は記入不要です
20 みなし大企業	○　中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条第１項第３号に規定する中小企業のうち、次の①～③のいずれかに該当する中小企業は『下記のいずれかに該当する』で○を選択してください ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業 ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の３分の１以上を占める中小企業 ※　上記①～③に該当しない場合は、『該当しない」で○を選択してください

（様式１－２）

項目	記載要領
21 測量等実績高	**【①競争参加希望業種区分】** ○　「基準点測量」「写真測量」「地図調製」「地理調査」におけるそれぞれの測量業務種別資格基準(10 ページ参照) を確認の上、登録を希望する業種で○を選択してください **【②直前２年度分決算・③直前１年度分決算】** ○　金額は税抜き額としてください(千円未満四捨五入/千円単位) ○　実績高として計上できるのは、『５測量業務種別の区分(６ページ参照)』に掲げる測量作業(業種区分毎の測量に関する調査研究も含む)です ○　複数の測量作業種別が１つの契約となっているものについては、該当する測量作業種別に案分して記入してください ○　財務諸表類の損益計算書の「完成測量高」の金額のうち、それぞれの業種区分に係る実績高を記入してください ○　決算が１事業年度１回の場合は、右側のみ(半期決算の場合は両方)に記入してください ○　「③直前１年度分決算」とは、申請日において確定している直近の年次決算を指し、「②直前２年度分決算」とは、「③直前１年度分決算」の前の年次決算を指します ○　「(e)その他の測量」欄は、『５測量業務種別の区分(６ページ参照)』に掲げる測量作業に該当しない測量作業の実績高を記入してください ○　「(g)その他(兼業事業)」欄は、損益計算書の「兼業事業売上高」の金額を記入してください ○　「合計」欄は、財務諸表類の損益計算書の「売上高」を越えていないことを確認してください ※　様式1-2のそれぞれの業種区分に係る実績高は、当該事業にかかるもののみを記入するため、合計は損益計算書の売上高と必ずしも一致しないためです **直前２か年の間に創業や事業年度の変更等があった場合は、次の例により記入してください** **（イ）営業年度を変更したため、審査基準日の直前２か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が 24 ヶ月に満たない場合** **(例)** 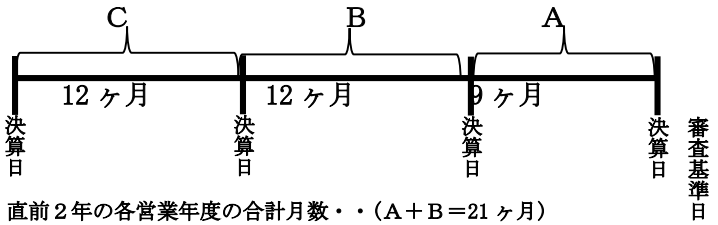 **直前２年の各営業年度の合計月数・・(Ａ＋Ｂ＝21 ヶ月)** **不足月数・・・・・・・・・・・・・(24－21＝ 3 ヶ月)** **「②直前２年度分決算」欄には、Ｂの金額を記入** **「③直前１年度分決算」欄には、次の計算式により算出した金額を記入** **Ａ＋(Ｃ×3/12)**

	(ロ)新規に営業を開始したことにより、合計月数が 24 ヶ月に満たない場合 (例) 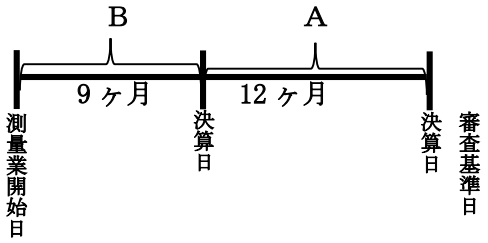 「②直前２年度分決算」欄には、Ｂの金額を記入 「③直前１年度分決算」欄には、Ａの金額を記入 (ハ)個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合 (例)個人営業者から株式会社へ移行したが、変わらず測量業を営んでいる (ニ)他の企業を吸収合併した場合 (例)測量業を営むＡ社を吸収合併し、引き続きＢ社が測量業を営んでいる ※　(ハ),(ニ)において、前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績も実績高に含めますが、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります Ａ(前)企業に測量業(基準点測量 200 万、写真測量 300 万)の実績有 ⇓ Ｂ(現)企業では基準点測量のみを取扱うため、Ｂ企業に 200 万の実績を計上 《共同企業体の場合》 ○　各構成員の合計額を記入してください ○　決算年月は記入不要です 《事業協同組合の場合》 ○　特例を希望する場合は審査対象となる組合員の合計を記入してください
22 有資格者数	○　申請日に在職する測量士、測量士補及び技術士の実人数を記入してください ○　測量士・測量士補の両資格を有する場合は、測量士に計上してください ○　測量士と技術士、測量士補と技術士の両資格を有する場合は、重複して計上可能です ○　自社の常勤職員数のみを記入してください(非常勤職員・協力会社等、別企業の職員等は含めません) ○　共同企業体の場合は共同企業体の各構成員の合計を記入してください

（様式１－３）

項目	記載要領
24 自己資本額	○　申請しようとする日の直前の決算から次の金額を記入してください ○　「,（カンマ）」は不要です（千円未満切捨て） ○　共同企業体の場合は共同企業体の各構成員の合計額を記入してください ○　事業協同組合の場合は事業協同組合の各組合員の合計額を記入してください **【①株主資本】** ○　「株主資本」は、以下の例を参考に記入してください **（例）株主資本の考え方** 株式会社　⇒　払込済資本金＋新株式申込証拠金＋資本剰余金＋利益剰余金 ＋自己株式申込証拠金－自己株式 有限会社　⇒　出資払込金＋出資申込証拠金＋資本剰余金＋利益剰余金 ＋自己株式申込証拠金－自己株式 事業協同組合　⇒　基本財産＋払込済資本金＋利益剰余金 ○　外資系企業の場合には、「①株主資本」の「株主資本のうち外国資本」の（ ）内に外国資本の額を内数で記入してください ○　「①株主資本」の「株主資本のうち資本金額」の（）内は、以下の例を参考に株主資本の内数となるよう記入してください **（例）株主資本のうち資本金額の考え方** 株式会社　⇒　払込済資本金 有限会社　⇒　出資払込金 事業協同組合　⇒　基本財産＋払込済資本金 個人　⇒　期首資本金（青色申告決算書の資本金額） **【②評価・換算差額等】** ○　その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金等があった場合には、その合計額を記入してください **【③新株予約権】** ○　新株予約権があった場合にはその額を記入してください **【④株式引受権】** ○　株式引受権があった場合にはその額を記入してください
28 外資状況	○　外国籍会社、又は外資を含む日本国籍会社の場合は、１～３から該当する会社区分の欄で「○」を選択してください ○　[]内に外国名、()内に当該国の資本比率を記入してください
29 営業年数等	**《共同企業体の場合》** ○　「①創業～④審査基準日」を空欄にしてください ○　「⑤営業年数」は、各構成員の平均値を記入してください（１年未満切捨て） **《事業協同組合の場合》** ○　「①創業～④審査基準日」を空欄にしてください ○　特例を希望する場合は、「⑤営業年数」に審査対象となる組合員の平均値を記入してください（１年未満切捨て） **【①創業】** ○　測量業に係る事業の開始日を記入してください

	【②休業期間又は転(廃)業期間】 ○　休業期間又は転(廃)業期間がある場合のみ記入してください **【④審査基準日】** ○　申請する日の直前の事業年度終了日を記入してください **【⑤営業年数】** ○　「①創業」から「④審査基準日」までの営業年数を満年数で記入してください（１年未満切捨て/②休業期間又は転(廃)業期間は除く） ※　組織変更・事業相続等が行われても、現企業と従前企業との事業内容において、同一性が認められる場合は、従前企業の営業年数をとることができます ※　吸収合併の場合は存続会社の営業年数、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の平均値を記入してください
30 常勤職員の数	○　共同企業体の場合は共同企業体の各構成員の合計を記入してください ○　事業協同組合の場合は事業協同組合の各組合員の合計を記入してください **【①技術職員】及び【②事務職員】** ○　申請日に在職する社(職)員で、常時雇用している従業員のうち、専ら測量業務に従事している常勤の職員数を記入してください **【③その他の職員】** ○　「①技術職員」、「②事務職員」以外の常勤の職員数を記入してください 【⑤役員等】 ○常勤役員の数を内数で入力してください ※　自社の常勤職員数のみを記入してください(非常勤職員・協力会社等、別企業の職員等は含めません)

（参考）一般社団法人等における自己資本額

一般社団法人等の場合の自己資本額は、一般的に「貸借対照表」により確認できますが、不明な場合は、「正味財産増減計算書」で確認してください。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

	区分	直前決算時 (千円)
自己資本額	①　株主資本	(1)
	②　評価・換算差額等	(2)
	③　新株予約権	(3)
	④　株式引受権	(4)
	⑤　計	(5)

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	基本財産		資本金	
(2)	(5)-(1)			
(3)	必ず「０」			
(4)	必ず「０」			
(5)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

②　技術者経歴書(合計/測量士/測量士補)(様式２)

【合計】
・自動計算のため記入不要です。
【測量士/測量士補】
・申請日に在職する技術者全ての状況について記入してください。
・測量士、測量士補ごとに別シートへ記入してください。
・技術者が 10 人を超える場合は、次のシートへ続けて記入してください。
・測量士と測量士補の両資格を有する者については、測量士のみ記入してください。
※ただし、測量士としての実務経験年数が１年未満の算定となる場合は、測量士補の資格を有する者に限り、測量士及び測量士補の両シートへ記入できるものとします。
・測量士と技術士、測量士補と技術士の資格を有する場合は、重複して計上可能です。
・自社の常勤職員数のみを記入してください(非常勤職員・協力会社等、別企業の職員等は含めません)

項目	記載要領
氏名	○　氏名は、姓と名の間を全角１文字分空けて記入してください。
法令による免許等 (名称及び登録番号・登録年月日)	○　測量士又は測量士補の登録番号及び登録年月日を記入してください ○　共同企業体の場合は共同企業体の各構成員の測量士、測量士補及び技術士を記入してください ○　事業協同組合で特例を希望する場合は、審査対象となる組合員の測量士、測量士補及び技術士を記入してください ○　測量士又は測量士補が技術士の資格を有する場合は、次行の「氏名」欄から「法令による免許等」欄までを記入してください ※　ただし登録できる技術士の部門においては、建設部門、情報工学部門、応用理学部門、地質調査及び総合技術監理部門に限ります
業務種別ごとの実務経験年数	○　業務種別について、測量士又は測量士補の資格取得(登録年月日)から審査基準日までの実務経験年数を記入してください(１年未満切捨て) ○　会社として登録を希望する業務種別以外についても、技術者が実務経験を有する場合にはもれなく記入してください ○　以下のいずれかに該当する者は、資格基準となる技術者として計上できませんので、実務経験年数を空欄にしてください ※　実務経験がなくても、技術者として名簿へ登録することができます ①実務未経験の者 ②実務経験年数が１年未満の者 ③審査基準日以降に測量士又は測量士補の資格を取得した者 ④技術士である者(名簿への登録のみ可) (例１)実務経験年数の合計が１年６月の場合 ⇒主に経験した作業種別に「１」を入力(１年未満切捨て) (例２)実務経験年数の合計が１年未満の場合 ⇒空欄（「0」を入力しない） ※　令和 9・10 年度資格の認定後は、当該認定期間中に実務経験年数を変更することはできませんので、記入の際には十分注意してください
TECRIS 技術者 ID	○　測量調査設計業務実績情報サービスに登録されている技術者について、TECRIS 技術者 ID を記入してください

測量士・測量士補資格について不明な点は、以下の問合せ先に照会してください。
国土地理院 測量資格制度課 試験登録係
＜https://www.gsi.go.jp/LAW/SHIKEN-sikentoroku.html＞

③　営業所一覧表(様式３)

・申請日現在の状況について記入してください。
・営業所が 10 箇所を超える場合は、次のシートへ続けて記入してください。

項目	記載要領
営業所名称	○　本社(店)は記入不要です ※　様式 1-1 に入力した代表会社名等は、自動的に一覧表に反映されます ○　共同企業体の場合は、各構成員の本店、営業所を記入してください ○　事業協同組合で特例を希望する場合は、審査対象となる組合の事務所及び組合員の本店を記入してください ○　測量法第５５条及び第５５条の１３に係る測量業の登録を受けている支店、営業所等の正式名称を総務省設定の市区町村コードの昇順に記入してください
郵便番号	○　郵便番号は、「000-0000」のように「-(ハイフン)」で区切り、７桁の半角数字を記入してください
登録番号	○　測量業の登録番号は、単独企業は本店、共同企業体は各構成員の本店、事業協同組合は各組合員の本店に係る登録番号のみ記入してください。
所在地	○　支店、営業所等の住所を県名から記入してください ○「丁目」「番地」は「-(ハイフン)」を使用し、半角数字で記入してください (例)３丁目７番６号→3-7-6
電話番号・FAX 番号	○　上段に電話番号、下段にＦＡＸ番号を記入してください ○　市外局番から左詰めで、半角数字とハイフン（-）を入力してください。

④　業態調書(測量)

(様式特１)

項目	記載要領
測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)における会社コード	○TECRIS に登録されていない場合は入力不要です。登録されている場合は、企業 ID を入力してください。 ○　共同企業体及び事業協同組合の場合は記入不要です ○　企業 ID が不明な場合は、以下の問合せ先に確認してください (一財)日本建設情報総合センター[ＪＡＣＩＣ]内 コリンズ・テクリスセンター<https://cthp.jacic.or.jp/> テクリス（業務）ヘルプデスク　TEL:0503-493-1873

（様式特２）

・申請日現在の状況について記入してください。
・業態調書の記載にあたり参考となる事例を以下に示しますので、申請内容に応じて確認してください。
※申請内容に変更があった際には、速やかに変更届を提出してください。
※共同企業体及び事業協同組合の場合には、構成員/組合員ごとに提出してください。

・業態調書においては、主に次の事項を入力することとしています。

○申請者の親会社等に関する事項（商号名称、代表者、本店住所等）
○申請者の子会社等に関する事項（商号名称、代表者、本店住所等）
○申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）
○申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

【同一入札への参加が制限される場合】

【基準】
①親会社等と子会社等の二者
②親会社等を同じくする子会社等同士
③役員の兼任
④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）
（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員
※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。
※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ図

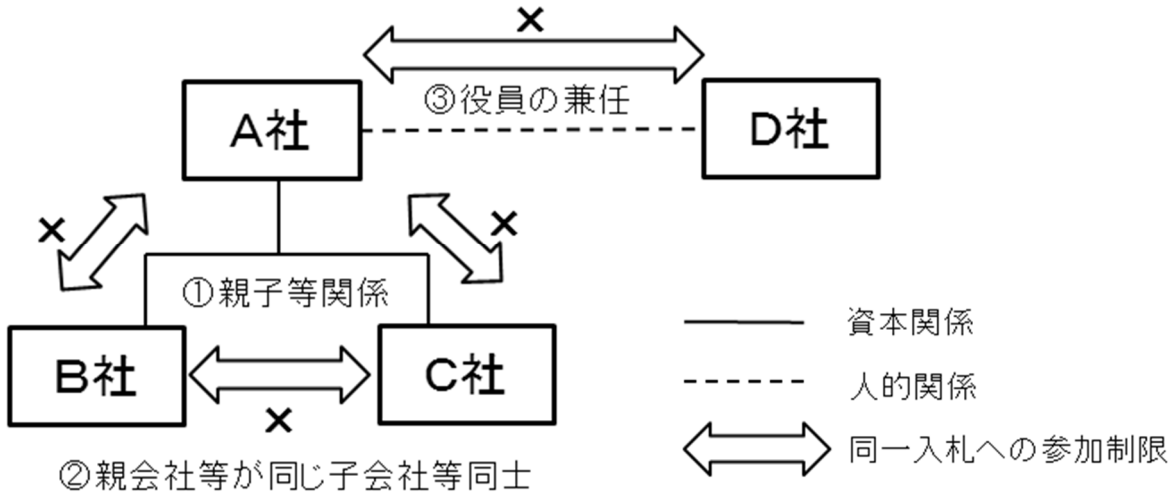

資本・人的関係のある者の同時入札禁止について（基準の一部改正）

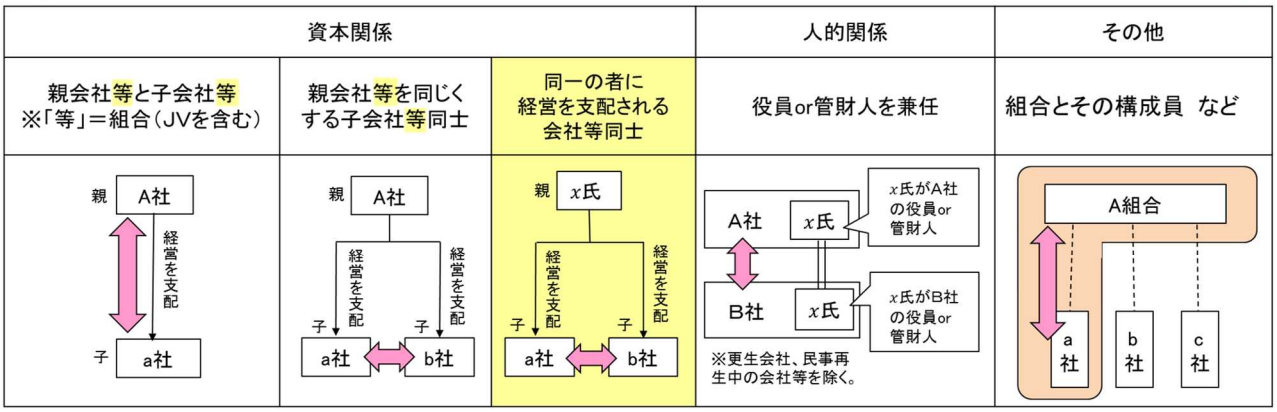

「経営を支配」とは

① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有※1
② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当
　イ　自己所有等議決権数の割合※2が50%超
　ロ　取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3
　ハ　重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
　ニ　負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）※4の割合が50%超
　ホ　その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
③ 自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※1　更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
※2　自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
※3　自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
※4　自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の2）

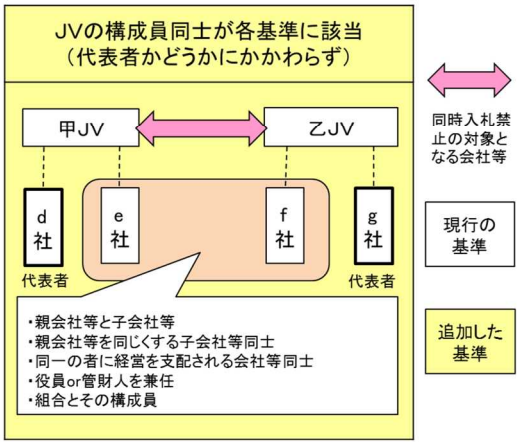

1．資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- 親会社と子会社の関係にある場合
- 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2．人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

※　＿＿＿は、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

3．その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合にも、同一入札に参加することができません。

（例）組合（共同企業体を含む）の場合
　組合とその構成員の会社が同一入札に参加することはできません。

【本調書に入力する事項の定義】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第２条第３号の２に規定する子会社等及び第４号の２に規定する親会社等を言います

第２条第３号の２

イ　子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第２条第４号の２

イ　親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケースⅠ（①親会社等と子会社等の関係）

Ａ社は、Ｂ社の「親会社等」（以下、全てのケースで組合（JV を含む）及び個人を含む）

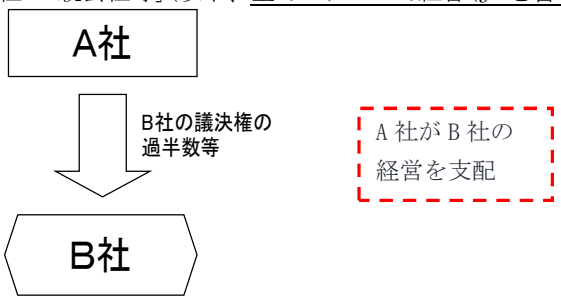

Ｂ社は、Ａ社の「子会社等」（以下、全てのケースで組合（JV を含む）を含む）

（業態調書に入力する対象会社）

ケースⅠにおける業態調書への入力について、

Ａ社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄には何も入力せず、子会社等欄にはＢ社を入力します。

Ｂ社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄にはＡ社を入力し、子会社等欄には何も入力しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

※　以下、ケースⅡ～ケースⅤの表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
Ａ社	－	Ｂ社
Ｂ社	Ａ社	－
Ａ組合	－	Ｂ社

※　親会社等は、国土地理院が発注する測量業務を営む者に限らず、企業形態及び業種を問わず入力の対象となります。（持株会社及び個人株主等含む）

※　民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は入力の対象となります。

ケースⅡ（①親会社等と子会社等の関係）

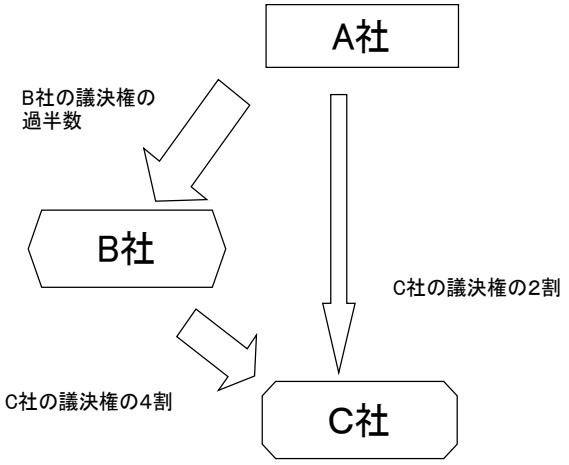

Ｂ社は、Ａ社の「子会社等」であり、親会社等であるＡ社及び子会社等であるＢ社が、Ｃ社の議決権の過半数を有する

Ａ社がＢ社・Ｃ社の経営を支配

（業態調書に入力する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
Ａ社	－	Ｂ社、Ｃ社
Ｂ社	Ａ社	－
Ｃ社	Ａ社	－

ケースⅢ（①親会社等と子会社等の関係）

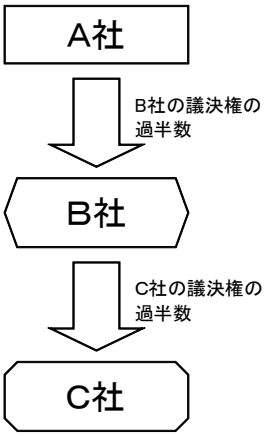

Ｂ社は、Ａ社の「子会社等」であり、子会社等であるＢ社がＣ社の議決権の過半数を有する

Ａ社がＢ社・Ｃ社の経営を支配

（業態調書に入力する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
Ａ社	－	Ｂ社、Ｃ社
Ｂ社	Ａ社	Ｃ社
Ｃ社	Ａ社、Ｂ社	－

ケースⅣ（②親会社等を同じくする子会社等同士の関係）

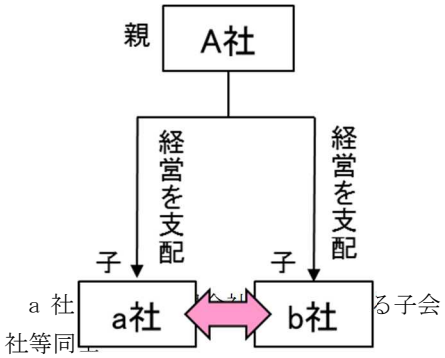

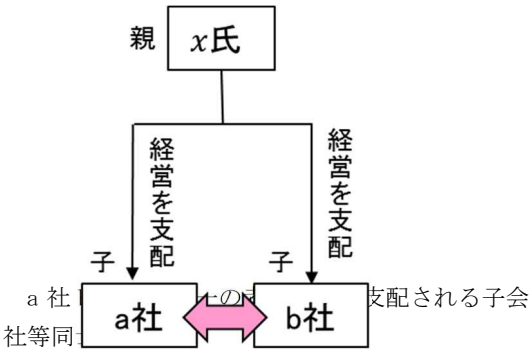

（業態調書に入力する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社	A社もしくはx氏	－
b社	A社もしくはx氏	－
A社	－	a社・b社
x氏	－	a社・b社

ケースⅤ（④その他（組合とその構成員等））

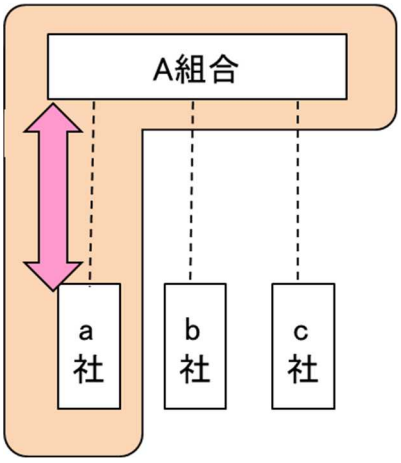

※　組合の構成員(a 社・b 社・c 社)は、資本人的関係の有無に関わらず、組合(A 組合)を「親会社等・所属する組合」欄に必ず入力すること

（業態調書に入力する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社・b社・c社※	A組合	－

※　JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準(ケースⅠ～ケースⅣ等)に該当する場合は、同一入札に参加することが出来ません。

【役員の兼任関係】

○役員の定義

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

⑥ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

イメージ図

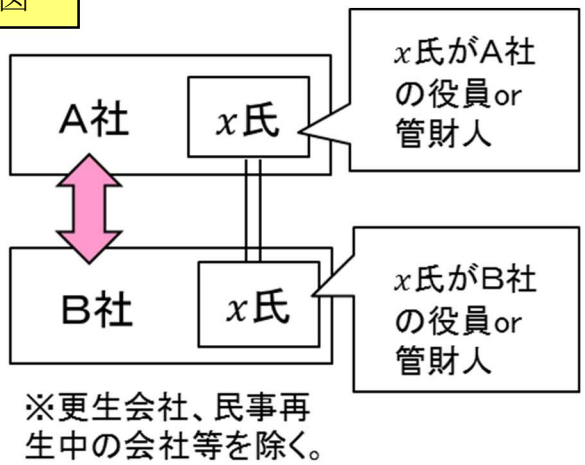

・ｘ氏が役員を兼任
・ｘ氏が役員と管財人を兼任
・ｘ氏が管財人を兼任

※上記はいずれも兼任に該当する

（業態調書に入　　力する対象会社等）

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
Ａ社	ｘ氏	Ｂ社
Ｂ社	ｘ氏	Ａ社

※　申請者としての役職と兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ制限の対象となりますので、制限の対象となる役員のみ記入してください。

ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年４月１日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記入対象とします。

※　「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため記入しないでください。

なお、指名委員会等設置会社における「執行役」と「執行役員」は別の制度です。「執行役」は役員に該当するため記入をお願いします。

<table>
<tr><th>項目</th><th>記載要領</th></tr>
<tr><td>受付番号・業者コード</td><td>○　記入不要です</td></tr>
<tr><td>該当の有無について</td><td>○　該当する場合は「有」、該当しない場合は「無」から「レ」を選択してください</td></tr>
<tr><td>申請者－会社法人等番号</td><td>○　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第58条第1項又は第2項の規定により指定を受けた13桁の法人番号を半角で記入してください
○　共同企業体及び事業協同組合の場合は記入不要です</td></tr>
<tr><td>親会社等・所属する組合</td><td>○　申請者の親会社等・所属する組合について記入してください
○　親会社等は、国土地理院が発注する測量業務を営む者に限らず、企業形態及び業種を問わず記入の対象となります(持株会社及び個人株主等含む)
○　親会社等の場合には親会社等欄から「レ」を選択し、所属する組合の場合には所属する組合欄から「レ」を選択してください

※　認定後に記入漏れが発覚した場合、競争参加資格が取り消されることがありますのでご注意ください

（A組合を記載する場合の記入例）
<table>
<tr><th></th><th>A組合が親会社等</th><th>A組合が非親会社等</th></tr>
<tr><td>A組合に所属</td><td>「親会社等」、「所属する組合」欄の両方に「レ」</td><td>「所属する組合」欄に「レ」</td></tr>
<tr><td>A組合非所属</td><td>「親会社等」欄に「レ」</td><td></td></tr>
</table>
《共同企業体の場合》
○　各構成員がそれぞれ作成した(様式特２)の内容をまとめて記入してください
○　構成員相互の資本関係又は人的関係については記入不要です

《事業協同組合の場合》
○　各組合員がそれぞれ作成した(様式特２)の内容をまとめて記入してください
○　組合員相互の資本関係又は人的関係については記入不要です

(共同企業体Aの記入例)～代表A社、構成員B社、C社の３社構成の場合～
A社⇒親会社D、親会社E、親会社F、子会社G社
B社⇒親会社H、子会社Ｉ社
C社⇒親会社なし、子会社G社
<table>
<tr><th></th><th>親会社</th><th>子会社</th></tr>
<tr><td>A社</td><td>D、E、F社を記入</td><td>G社を記入</td></tr>
<tr><td>B社</td><td>H社を記入</td><td>Ｉ社を記入</td></tr>
<tr><td>C社</td><td></td><td>G社を記入</td></tr>
</table>
⇒　代表A社が自社分２枚＋B社分１枚＋C社分１枚の計４枚をとりまとめて提出
※　親会社は１シート２社までしか記入できないため２枚となります</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>記載要領</th></tr>
<tr><td>親会社・所属する組合−会社法人等番号</td><td>○　親会社の法人番号を記入してください
○　親会社が個人の場合等、法人番号の通知を受けていない場合は記入不要です</td></tr>
<tr><td>親会社・所属する組合−本社(店)電話番号(代表)</td><td>○　親会社等の代表の電話番号を市外局番から左詰めで、半角数字とハイフン(−) を入力してください。
※かっこ () は不要です。
○　親会社が個人である場合は記入不要です</td></tr>
<tr><td>親会社・所属する組合−更生会社・再生手続中の会社</td><td>○　当該親会社が更生会社(会社更生法第２条第７項に規定)又は再生手続中の会社(民事再生法第２条第４号に規定)である場合、「○」を選択してください</td></tr>
<tr><td>親会社等・所属する組合−商号又は名称</td><td>○該当する親会社等又は所属する組合がない場合は、「商号又は名称」欄に「なし」と記入してください。
○親会社等又は所属する組合の「商号又は名称」を記入してください。親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されている当該個人の氏名を記入してください。なお、姓と名の間は全角１文字分あけてください。
○「商号又は名称」は左詰めで記入してください。
○法人の形態は下表の略号を使用し、「（」及び「）」を含め全て全角で記入してください。
※外国企業等で法人の形態を表す略号が下表にない場合は、略号の記入は不要です。
<table><tr><th>形態</th><th>略号</th><th>形態</th><th>略号</th><th>形態</th><th>略号</th></tr><tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr><tr><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般社団法人</td><td>（一社）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td></tr><tr><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td><td>経常建設共同企業体</td><td>（共）</td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>親会社・所属する組合−本社(店)住所</td><td>○　親会社・所属する組合の本社(店)住所を県名から左詰めで記入してください
○　親会社が個人である場合は、株主名簿等に記載されている当該個人の住所を記入してください(都道府県・市区町村まで)
○「丁目」「番地」は「−(ハイフン)」を使用し、半角数字で記入してください
(例) ３丁目７番６号→3−7−6
○　外国事業者が申請する場合は、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記入してください
※　日本国内に連絡場所がある場合は、その所在地を欄外に記入してください</td></tr>
<tr><td>子会社</td><td>○　申請者の子会社等について記入してください
○　子会社等は、国土地理院の有資格業者であるか否かを問わず、国土地理院が発注する測量業務に係る業種区分又は業務内容を営む場合に記入の対象となります
※　更生会社又は再生手続中の会社等であっても、有効な支配従属関係が存在する場合は記入の対象となります
※　更生会社又は再生手続中の会社等に該当しなくなった場合や、有効な支配従属関係が存在しなくなった場合は、直ちに変更届を提出してください</td></tr>
</table>

項目	記載要領
子会社-会社法人等番号	○　子会社の法人番号を記入してください ○　子会社が法人番号の通知を受けていない場合は記入不要です
子会社等-商号又は名称	○　子会社の「商号又は名称」を左詰めで初めから４０文字まで記入してください ※　該当がない場合は、「商号又は名称」欄に「なし」と記入してください ○　法人の形態は「親会社等・所属する組合-商号又は名称」欄(37 ページ参照)と同様の略号を用いることとし、『（）』等も含めすべて全角となるように記入してください ※　外国企業等、法人の形態を表す略号が下記にない場合、略号の記入不要です
役員の兼任	○　申請者の役員のうち、国土地理院の有資格業者であるか否かを問わず、国土地理院が発注する測量業務に係る業種区分又は業務内容を営む会社等の役員を兼任している者について記入してください(以下「兼任役員」と記載) ※　申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続中の会社等で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入対象外です ※　当該会社が更生会社又は再生手続中の会社等に該当しなくなった場合や、「管財人」を兼任することになった場合は、直ちに変更届を提出してください
役員の兼任-役職名	○　兼任役員が申請者において就任している役職を記入してください (例)申請会社Ａでの役職が代表取締役の場合、「代表取締役」と記入 ○　「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」又は「管財人」のいずれかを記入してください ○　役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合は、上記のうち該当するものを選択してください (例)代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役ホ」 ※　「取締役イ～ホ」の内容は下記の通りです 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役 ※　指名委員会等設置会社における取締役(「取締役ロ」)が執行役を兼任している場合は、「執行役」を記入してください ※　「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます ※　「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください ※　「理事」には理事長を含みます ※　「取締役イ～ニ」は、平成 31 年４月１日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記入対象とします

項目	記載要領
役員の兼任-氏名	○　兼任役員の氏名を左詰めで記入してください。 ○　氏名は、姓と名の間を全角１文字分空けて記入してください。 ※　該当がない場合は、「氏名」欄に「なし」と記入してください
役員の兼任-兼任先の会社法人等番号	○　兼任役員の兼任先の法人番号を記入してください ○　兼任先が法人番号の通知を受けていない場合は記入不要です
役員の兼任-兼任先の商号又は名称	○　「兼任先の商号又は名称」を左詰めで初めから４０文字まで記入してください ※　該当がない場合は、「兼任先の商号又は名称」欄に「なし」と記入してください ○　法人の形態は「親会社等・所属する組合-商号又は名称」欄(37 ページ参照)と同様の略号を用いることとし、『（）』等も含めすべて全角となるように記入してください ※　外国企業等、法人の形態を表す略号が下記にない場合、略号の記入不要です
役員の兼任-兼任先での役職	○　兼任役員が兼任先において就任している役職を記入してください ○　「兼任先での役職」欄は「役員の兼任-役職名」欄(37 ページ)を参考に記入してください

２　添付書類

⑤　測量業の登録を証する書類
⑥　登記事項証明書
⑦　財務諸表類

※上記⑤～⑦は写しでも可
※留意事項については、(16～20 ページ参照)のとおりです
※「測量業の登録を証する書類」及び「財務諸表類」の提出省略の条件については、13 ページ「添付書類の提出省略について」を確認してください。
※「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に掲載された内容が、申請内容と一致している場合、上記⑤、⑦の提出を省略することができます。
　その際は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。(申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。)

添付書類における納税証明書の取扱い

　平成 11 年 11 月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨の協力依頼があったことから、添付書類として「納税証明書」の提出を求めております。
　さらに、令和９・１０年度競争参加資格審査より、法人または個人の納税実績を証明するために、「所得金額を証明する書類等」の提出を求めております。
※文書郵送方式又は電子メール方式において「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。
※国税庁から発行される電子納税証明書には対応していません。

①納税証明書その２の様式
次の様式のうち、いずれか１枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９　号書式その２（個人）	「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第９　号書式その２（法人）	「法人税」についての所得金額の証明書		◎

※　ただし、税務申告の義務がない事業者においては、納税証明書その２（写し）の代替として、申出書及び提出義務がないことを示す書類（新設法人の場合は登記事項証明書等）の提出を求めております。

②納税証明書その３の様式
次の様式のうち、いずれか１枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

※　ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

③納税証明書その２の対象
個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税
法人の場合…法人税

【注意事項】
※「◎」の付いた証明書を提出してください。

④納税証明書その３の対象
個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】
※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。
※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。
※なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。
※納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていることを確認してください。

⑤納税証明書その３の有効な証明年月日
証明年月日が添付書類等の郵送時以前の３ヶ月以内のもの

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からオンラインによる交付請求を行うことができます。
＜https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm＞

（ 参 考 ）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）・・・個人の場合

（「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明）

納税証明書

（その２・所得金額用）

住所（納税地）
氏名（名称）

税目	申告所得税及び復興特別所得税

年　分	所　得　金　額		摘要
	申　告　額	更生・決定後の額	
令和〇年分	¥〇,〇〇〇,〇〇〇	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
	以　　下	余　　白	

（備考）

〇　証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更生等により異動を生じる場合があります。

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）・・・法人の場合
（「法人税」についての所得金額の証明）

納税証明書
（その２・所得金額用）

住所（納税地）
氏名（名称）
代表者氏名

税目	法人税	
事業年度	所　得　金　額	
	申　告　額	更生・決定後の額
(自)令和〇年〇月〇日 (至)令和〇年〇月〇日	¥〇,〇〇〇,〇〇〇	＊＊＊＊＊＊＊＊
	以　　下	余　　白

（備考）
〇　証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更生等により異動を生じる場合があります。

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

申出書書式例・・・個人の場合
※　税務申告の義務がない場合に納税証明書その２の代替として提出

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

私は、直近の確定申告期限（原則として3月15日）に係る年分の所得税及び復興特別所得税について、事業の開業前であったこと等により納付するべき額がないなど、申告義務がない場合に該当するため、当該年分に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

年　　月　　日

所在地
氏　名

申出書書式例・・・法人の場合
※　税務申告の義務がない場合に納税証明書その２の代替として提出

法人税の確定申告について

当社は、下記の事由に該当することから、直前事業年度(※)分の法人税については、当該申告に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

（※）直前事業年度とは、申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度をいいます。

記

□ 申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度がない（新設法人等）

□ 収益事業(※)を行っていない公益法人等又は人格のない社団等

□ 外国法人で、国内源泉所得を有していない又は法人課税信託の引受けを行っていない

（※）収益事業とは、法人税法第２条第13号及び法人税法施行令第５条で定める34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）をいいます。

年　　月　　日

所在地
法人名

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その３の２・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

１　申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その３の３・「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）
代表者氏名

１　法人税について未納の税額はありません。

２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

※　個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
　　法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税
※　未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書
（その３・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

税について未納の税額はありません。

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　　年　　月　　日

税務署長
財務事務官　　印

（参考）
《共同企業体の場合》

⑨　共同企業体協定書(写しでも可)
　　共同企業体協定書は経常建設共同企業体協定書(甲型)をご参照ください。
　　＜https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html＞

⑩　任意集計表
　「様式１－２」、「様式１－３」、「様式特１」の各項目について、各構成員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成して添付してください。

《事業協同組合の場合》

⑩　事業協同組合役員・組合員名簿

事業協同組合役員・組合員名簿

組合員（会社）名	代表取締役氏名	組合における役職	住所	電話	FAX
A測量㈱	筑波一郎	理事長	〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町１番	○○○－○○○－○○○○	○○○－○○○－○○○○
Bｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ㈱	茨城二郎	理事	〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町１番	○○○－○○○－○○○○	○○○－○○○－○○○○
C設計㈱	関東三郎	監事	〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町１番	○○○－○○○－○○○○	○○○－○○○－○○○○
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

【注意事項】
※「事業協同組合役員・組合員名簿」については、上記の様式を参考に作成してください。
※審査対象となる組合員だけではなく、事業協同組合に属する全ての組合員について記載してください。
※事業協同組合における令和９・10年度の資格審査の認定後に、当該事業協同組合の組合員に変更(新規加入、脱退)が生じた場合には、必ず変更後の「事業協同組合役員・組合員名簿」を提出してください。

⑪　任意集計表
　　特例を希望する場合は、「様式１－２」、「様式１－３」、「様式特１」の各項目について、特例対象となる組合員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成して添付してください。

第４　データの確定後又は申請内容修正期限後の変更について

１　申請の内容に変更が生じたら

申請データを確定後、又は申請内容修正期限(令和９年１月 15 日(金)17:00 まで)の後に、次の場合に該当したときは、速やかに「競争参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等)」(様式はこちら)により、変更届を提出してください。

※　変更届を提出する場合は、インターネット方式で申請を行うことができませんので、国土地理院宛て郵送又は電子メールにて提出してください。(8 ページ「提出方法及び提出先」を参照)

２　変更届が必要な場合

(1) 申請者が次の事項に該当したとき

該当事項	添付書類
①　死亡したとき	○　住民票の写し等 (写しでも可)
②　法人が合併により消滅したとき	○　登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可)
③　法人が破産により解散したとき	○　登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可)
④　法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	○　登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可)
⑤　測量業を廃業したとき	○　測量業の廃業等の届出 (写しでも可)
⑥　予算決算及び会計令第 70 条に該当する者になったとき (例)成年被後見人となったとき 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき	○　なし

(2) 申請者が次の事項を変更したとき

	該当事項	添付書類
法人	①　本店住所	○　登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可)
	②　商号又は名称	○　登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可)
	③　本店電話番号及びＦＡＸ番号	○　なし
	④　本店代表者の氏名及び役職 ※　共同企業体の場合は、代表会社に係る変更に限ります	○　登記事項証明書(履歴事項証明書) (写しでも可)

		注意 ・代表者の変更に伴い、役員の兼任に関する事項に変更が生じる場合は、「⑨業態調書」について変更後の内容のものを併せて提出してください
	⑤　営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びＦＡＸ番号	【名称、住所を変更した場合】 ○　測量業登録の変更届 （写しでも可）
	⑥　営業所の新設 ※　測量業の登録をした営業所に限ります	○　測量業登録の変更届 （写しでも可）
	⑦　営業所の閉鎖	○　なし
	⑧　技術者経歴書の内容に変更が生じたとき 注意 ・定期審査において既に提出された測量士等の実務経験年数や業務種別の変更を行うことはできません ・変更が生じるとは、技術者の採用、退職、既存の社員等による資格の取得などをいいます ・技術者経歴書の「実務経験年数」欄は、測量士又は測量士補の資格取得（登録）時から審査基準日（直近の決算日）までの実務経験年数を記入してください（１年未満切捨て）	【採用又は資格取得等による技術者の追加】 ○　技術者経歴書（様式２） ※　追加する技術者を記入した技術者経歴書（様式２（測量士/測量士補））を提出してください ※　技術者の資格区分変更についても変更届を提出してください。 【退職等による技術者の削除の場合】 ○　なし
	⑨　業態調書（様式特２）の内容に変更が生じたとき （例）資本関係に関する事項 役員の兼任に関する事項	○　業態調書（様式特２） 注意 ・代表者の変更に伴い、役員の兼任に関する事項に変更が生じる場合は、変更後の内容のものを提出してください
個人	①　住所	○　住民票の写し （写しでも可）
	②　氏名	○　戸籍謄本又は抄本 （写しでも可）
	③　電話番号及びＦＡＸ番号	○　なし
	④　技術者経歴書の内容に変更が生じたとき	※　上記法人の場合と同じ
	⑤　業態調書の内容に変更が生じたと　き	※　上記法人の場合と同じ

※　上記以外の事項についての変更届の提出は不要です。
（例）支店長等の変更、市町村合併に伴う住所の変更等

※　添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、証明年月日が添付書類

等提出日から３ヶ月前までのものを有効とします。
※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。
＜https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html＞

※　変更届を郵送方式で提出する場合で、受付印が押印された変更届の控えの郵送を希望される場合は、変更届の控え及び返信用封筒（切手を貼付するなどしたもの）を同封してください。
※　変更届を電子メールで提出する場合、受付通知は電子メールにてお知らせします。

(3) 変更届の提出方法

電子メール又は郵送により提出してください。

機関名	担当課・係名	所在地	電話番号
国土交通省 国土地理院	総務部 契約課調査係	〒305-0811 茨城県つくば市北郷１番	ＴＥＬ　029-864-4405(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ) 029-864-6579(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ) 029-864-1111(代) （内線　2454・2455） E-mail gsi-24keiyaku-chousa-g @gxb.mlit.go.jp

(4) 変更届の様式（次ページ参照）

※変更届の様式は、下記 URL からダウンロードできます。
＜https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/R09-10_shikaku-shinseisyo.html＞

(参考)有資格業者名簿の順位の算定方法について

1　算定項目

客観点を算定し、主観点を加算した総合点に基づき順位付けを行う。

総合点数＝客観点数＋主観点数

(1)客観点数

客観点数＝(３×Ａ＋Ｂ＋５×Ｃ＋Ｄ)

Ａ＝測量に係る年間平均実績高(10～30 点)
Ｂ＝自己資本額(10～30 点)
Ｃ＝常勤の測量士・測量士補の人数(10 点～30 点)
Ｄ＝営業年数(10 点～30 点)

Ａ　測量に係る年間平均実績高

20 億円以上		30 点
10 億円以上	20 億円未満	28 点
7 億 5 千万円以上	10 億円未満	26 点
5 億円以上	7 億 5 千万円未満	24 点
4 億円以上	5 億円未満	22 点
3 億円以上	4 億円未満	20 点
2 億円以上	3 億円未満	18 点
1 億円以上	2 億円未満	16 点
7 千 5 百万円以上	1 億円未満	14 点
5 千万円以上	7 千 5 百万円未満	12 点
5 千万円未満		10 点

Ｂ　自己資本額(自己資本額／年間平均完成高×100)

10 以上		30 点
5 以上	10 未満	20 点
5 未満		10 点

Ｃ　1 年以上の実務経験を有する測量士・測量士補数(測量士数×5＋測量士補数×2)

330 以上		30 点
295 以上	329 以下	28 点
260 以上	294 以下	26 点
225 以上	259 以下	24 点
190 以上	224 以下	22 点
155 以上	189 以下	20 点
120 以上	154 以下	18 点
85 以上	119 以下	16 点
50 以上	84 以下	14 点
15 以上	49 以下	12 点
14 未満		10 点

Ｄ　営業年数

35 年以上		30 点
25 年以上	35 年未満	25 点
15 年以上	25 年未満	20 点
5 年以上	15 年未満	15 点
5 年未満		10 点

(2)主観点数

令和６年度、令和７年度における国土地理院で完成した業務種別ごとの測量業務成績評定表の総評点(実施した作業が２以上あるときはその平均値(小数部分切り捨て))により算定されます。

総評点(平均値)		
61 点以上	(総評点－60 点)×4 点	○点
60 点		0 点
59 点以下	総評点－60 点	−○点